

生活福祉資金の相談及び 申請に関する注意点等について

新型コロナ特例貸付の終了に伴い、令和4年10月からの貸付事業は、従来通り一般の生活福祉資金で相談受付を行います。

以下に注意点や資金の種類を記載していますのでご参照ください。

《 生活福祉資金での貸付けに関する注意点 》

- ①貸付けの対象は低所得世帯(概ね生活保護基準の1.6倍)、障がい者世帯、高齢者世帯(療養及び介護が必要な世帯)です
- ②郵送での申請はできません
- ③住民税非課税世帯による免除要件はありません
- ④申込みには原則として連帯保証人が1名必要です
- ⑤以前、生活福祉資金で貸付けを受けたことがあり、まだ償還が完了していない場合は申込みができません
※教育支援資金等一部の資金を除く
- ⑥申請は相談による聞き取りの上、対象となる資金を検討し、申込み時に、給与明細等の書類を準備いただく必要があります

《 生活福祉資金の種類 》

- 総合支援資金…失業された方を対象とする生活再建に向けた貸付
- 福祉資金…家具什器や障がい者自動車の購入、転居費用等の貸付、又は緊急かつ一時的に生計の維持が困難な場合の貸付
- 教育支援資金…就学に必要な経費の貸付(奨学金と併用)
- 不動産担保型生活資金…自宅を担保とした貸付(高齢者のみ)

《 相談は熊本市社協各区事務所及び生活自立支援センターまで 》

	相談先	住所	電話番号
社協各区事務所	中央区事務所	中央区新町2丁目4-27	096-288-5081
	東区事務所	東区秋津3丁目15-1	096-282-8379
	西区事務所	西区小島2丁目7-1	096-288-5817
	南区事務所	南区城南町宮地1050	0964-28-7030
	北区事務所	北区植木町岩野238-1	096-272-1141
	総合相談センター	中央区新町2丁目4-27	096-288-2742
支援生活自立センター	中央生活自立支援センター	中央区手取本町1-1 中央区役所2階	096-328-2795
	東生活自立支援センター	東区東本町16-30東区役所2階	096-367-9233
	南生活自立支援センター	南区富合町清藤405-1 富合雁回館内(南区役所隣)	096-358-5571